

質 疑 回 答 書 01

案 件 名	令和8年度(長期継続契約)上里町公共施設 L E D 照明設備賃貸借(債務負担行為)	電話番号	0495-35-1234 (直通)
発 注 者	上里町	FAX番号	0495-33-2429
担当課係名	総務課 管財契約係	メールアドレス	kanzai@town.kamisato.lg.jp

No.	質 疑	回 答
1	様式6「販売実績証明書及び製造拠点誓約書」のLED照明器具の国内製造要件の緩和について 要求水準書及び様式6では、公共事業における15年以上の販売実績、ISO認証等の要件が定められています。これらへの適合は、メーカーの公表資料、納入実績及び認証書の写し等によって確認可能と考えますが、これらの資料に加え、メーカー名義で作成・押印した所定様式の提出を必要とする具体的な理由をご教示ください。 また、貴町が照明設備改修を通常の工事として発注する場合にも、同様のメーカー名義・押印による書類を求めているのでしょうか。求めていない場合、本件の賃貸借方式において必要とする理由を併せてご教示ください。 当社が把握する自治体のLED照明導入事例において、同様のメーカー名義・押印による書類の提出を求める事例は非常に限られています。その少数の事例においても、メーカーが既に協力関係にある特定のリース会社等へのみ書類の発行に応じ、他の事業者には協力しないケースが見受けられます。 このため、メーカーによる書類の作成・押印を必須とすることは、要求水準を満たす製品を調達・提案できる事業者であっても、メーカーの協力が得られないことを理由に参加を困難にするおそれがあります。メーカーの協力先選定によって応募者が事実上限定されることは、公共調達の公平性・競争性を損ない、公正かつ自由な競争を阻害する状況を助長しかねないと考えます。 つきましては、様式6について、メーカーによる作成・押印を必須とせず、各要件への適合を確認できる客観的資料を添付したうえで、応募者の責任において証明・誓約する方法を認めていただけないでしょうか。認められない場合は、その具体的な理由及びメーカーの対応によって参加機会が制限されないための措置をご教示ください。	様式6におけるメーカー名義での作成・押印要件は、変更いたしません。 町としては、リース期間終了後も一定期間使い続けることで、より費用対効果の高い事業とすることを想定しています。そのため、長期間にわたって確かな品質を確保できる製品であることを確認する観点から、事業者選定の段階において、メーカー名義による書面をもって確認を行うこととしています。 本証明書については、他自治体事例において複数メーカーが提出できていることも確認しており、その点においても問題はないと考えています。 なお、特定の事業者間における協力関係の有無について当町は関与する立場にございませんが、本要件は製品の長期的な安全性と安定稼働を町として担保するための必要最小限の措置であり、特定の事業者の排除を意図するものではありません。各応募者におかれましては、本事業の趣旨をご理解いただき、メーカーとの適切な協力関係を構築した上でご参加くださいますようお願いいたします。

質 疑 回 答 書 01

案 件 名	令和8年度(長期継続契約)上里町公共施設 L E D 照明設備賃貸借(債務負担行為)	電話番号	0495-35-1234 (直通)
発 注 者	上里町	FAX番号	0495-33-2429
担当課係名	総務課 管財契約係	メールアドレス	kanzai@town.kamisato.lg.jp

No.	質 疑	回 答
2	様式6「販売実績証明書及び製造拠点誓約書」のLED照明器具の国内製造要件の緩和について 要求水準書「4. L E D 照明器具仕様（1）一般事項①」では、国内企業の製品であることに加え、国内施設で製造されたLED照明器具であることが求められています。また、様式6「③製造拠点誓約」では、納品する全てのLED照明器具について、国内の製造拠点で生産された製品とする旨の誓約が求められています。 国内メーカーの製品であっても海外の製造拠点を活用する場合があります。製造国のみをもって製品の品質、安全性、供給の安定性及び保守対応の優劣が決まるものではないと考えます。本件において、国内メーカーによる品質保証等に加え、製造場所まで国内に限定する具体的な理由及び必要性をご教示ください。 特に、本件では、原則として同一メーカーの製品を採用することも求められています。この条件と、納品する全ての照明器具を国内製造とする条件を組み合わせることにより、対応可能なメーカーが極端に絞られ、事実上、特定のメーカーしか選定できなくなるおそれがあります。その結果、他の国内メーカーが品質や性能を保証する製品であっても採用できず、適切な価格競争や提案比較が妨げられるのではないのでしょうか。 また、貴町が通常の照明設備改修工事として発注する場合にも、使用する全ての照明器具について国内製造を求めているのでしょうか。求めている場合、同じ公共施設に設置する照明器具について、本件の賃貸借方式では国内製造を必要とする理由をご教示ください。 つきましては、公平性・競争性を確保し、貴町にとってより良質かつ経済的な提案を比較できるよう、公共事業における15年以上の販売実績を有する国内企業の製品であり、当該企業が品質保証、安定供給及び保守対応に責任を負い、その他の要求水準を満たす場合には、海外製造品も採用可能としていただけないでしょうか。 併せて、様式6の製造拠点誓約についても、この取扱いに整合する内容への変更をお願いいたします。緩和が認められない場合は、国内製造によって確保しようとする具体的な性能・品質等と、それを海外製造品では確保できないとする理由をご教示ください。	町としては、国外で製造された粗悪品が使用されることを防止することを想定しております。また、町としては確かな品質を確保できる製品で、町にとって有益である提案をより多く受けた中で業者選定を行う考えであることから、要求水準書（3）製品仕様の条件を満たすものであることが証明できるものであれば、参加は可能といたします。 同一メーカーでの統一という条件につきましても、維持管理業務の効率化や責任所在の明確化を図るためであり、「原則として」の条件を定めたものになります。また、これらを満たす国内製造品を供給可能な体制を持つ事業者は複数存在すると認識しているため、適正な競争は確保されるものと考えております。 ただし、評価項目には「施工品質」があり、要求水準書に沿った製品品質が評価されることはご承知おきください。

質 疑 回 答 書 01

案 件 名	令和8年度(長期継続契約)上里町公共施設 L E D 照明設備賃貸借(債務負担行為)	電話番号	0495-35-1234 (直通)
発 注 者	上里町	FAX番号	0495-33-2429
担当課係名	総務課 管財契約係	メールアドレス	kanzai@town.kamisato.lg.jp

No.	質 疑	回 答
3	調査・設計結果の契約への反映及び応募者間の公平性について 実施要領「2. 事業概要」のその他③では、提示数量は参考数量としながら、正確な数量及び施工条件の把握を応募者の責任とし、現地調査の有無にかかわらず、参考数量との乖離を理由とする増額は一切認めないとされています。 一方、本事業は調査・設計を業務に含み、プロポーザル方式の採用理由においても、詳細な図面を提供できない施設があることや、既設器具の仕様特定等に専門的な知見を必要とすることが明記されています。調査・設計によって仕様・数量及び施工条件を明らかにする事業であるにもかかわらず、その結果判明した参考資料との差異を契約条件や金額に反映できないとすることは、業務内容と契約条件の整合性を欠くのではないのでしょうか。 また、公募開始は10月7日、任意の現地調査は10月中・下旬、企画提案書の提出は11月中旬とされています。現地調査についても、大規模施設は1施設当たり最大120分程度、参加人数は1応募者6名までとされ、立入りできない部屋・エリアがあることも想定されています。さらに、その目的は概要の目視確認及び平易な計測とされています。 こうした日程及び調査条件の下で、全対象施設の器具仕様・数量・施工条件を漏れなく確認し、確定的な積算を行うことは現実的に困難です。確認できない条件に係るリスクを全て応募者に負わせることは、過大な予備費の計上や応募の断念につながり、貴町にとっても経済性・競争性を損なうおそれがあります。 加えて、公募前から本事業に協力し、現地調査や資料提供等を通じて詳細な情報を把握している事業者が存在する場合、公募後に初めて情報を得る応募者との間に著しい条件差が生じます。結果として、事前に関与した事業者しか実質的に対応できない条件となっていないか懸念します。 以上を踏まえ、以下についてご回答ください。 ① 公募前に、本事業の対象施設、器具仕様・数量、施工条件又は公募条件等について、現在応募者に開示されている内容を超える情報の提供を受け、又は先行して現地調査を実施した事業者は存在しないとの理解でよろしいでしょうか。存在する場合は、その関与内容及び提供・把握した情報の範囲と、応募者間の情報格差を解消するための措置をご教示ください。 ② 参考数量との差異による増額を一切認めないのであれば、共通の積算条件となる正確な器具仕様・数量及び施工条件を、発注者から全応募者に提示していただけないでしょうか。 ③ 上記②の提示が困難な場合は、提案時点では町が示す共通の仕様・数量等を積算条件とし、優先交渉権者決定後又は契約締結後に実施する本業務の調査・設計により客観的に判明した差異について、町との協議により契約仕様・数量及び契約金額へ増減を含めて適切に反映する取扱いとしていただけないでしょうか。 認められない場合は、上記の限られた調査条件で正確な仕様・数量及び施工条件を把握可能と判断した根拠と、確認できない事項に係るリスクを全て応募者の負担とする合理的な理由をご教示ください。	本事業の予算要求や仕様作成の準備段階において、一般的な市場動向の把握や参考見積りの徴取を目的とした事業者へのヒアリング（情報提供依頼）を実施した事実はございますが、特定の事業者にのみ本公募において有利となる詳細な情報の開示や、特別な先行現地調査を許可した事実はございません。現在開示している要求水準書および参考数量等の資料が、当町が保有し提示できる全ての情報であり、応募者間の公平性は担保されているものと認識しております。当町が各施設で現場調査をして、照明台数を拾った際のメモについては、資料閲覧申請書（様式 4）をご提出の上、窓口にて閲覧可能です。 正確な器具仕様・数量を町から全応募者に提示すること（②）、および事後の調査結果に基づく契約金額の増額を認めること（③）については、いずれも対応困難であり、実施要領の記載から変更いたしません。